

白  
帝  
文  
書  
卷  
之  
三

首相解散命令請求も視野

政府は十七日、世界平和統一家庭連合（日統一教）を巡り、宗教法人法に基づく初の調査を年内に着手する調整に入った。岸田文雄首相は関係閣僚に、解散命令請求を視野に「質問権」行使に向けた対応を指示。法令違反の有無について確認を急ぐ。政府内には慎重論もあったが、内閣交

持続の低落を受け転換した。憲法が定める「法令に違反し、著しい公共の福祉を害する行為」などが明らかになれば、解散命令請求を検討する。= 国連④面  
面、論説⑤面

## 宗教法人法に基づく 調査の流れ

文部科学相が調査内容について宗教法人審議会に諮問

調査が信教の自由を侵害しないかなどを審議会が議論し意見を文科相に伝達

持率の低落を受け転換した。同法が定める「法令に

「論議の題材」の観点から、論議が何であるか

## 質問權行使準備

る。眞相は予算案で「宗教二世、三世の進学や就労への支援強化に加え「寄付」について法的対応の是非を検討する」と明言した。

宗教法人法に基づく調査は、宗教法人審議会への諮問が義務付けられている。旧統一教会の関連団体は、同法に基づく法人格を持つ団体ではなく、實質権の対

文科省側が教団側に業務に関する報告を求めたり、幹部らに質問したりする。同意を得られれば、教団施設に立ち入って行う

**教団が調査に回答**  
※回答しなかったり虚偽報告を  
したりした場合に罰則

法令違反が判明すれば解散命令を請求する可能性

意外になる。文化十五年五月に専門家会議を開催。質問権行使の基本的な考え方や基準を確定する。その後、永岡博士文部科学相は調査理由や質問項目について審議会の意見を聞く。牛内に教科幹部らの質問は内に調査を始める段取りを想定する。

子鏡像で真相は  
認定する  
判断した理由は、組織的だ  
不法行為責任を認め居民に  
裁判や、政府の電話相談  
口に七百件以上の相談が  
寄せられたりしなじを繰り  
た。調査の終一時期を示す  
のは難しいとの認識も示  
た。

質問権 宗教法人  
法に書きき、所轄庁  
の文部科学相や都道府県知  
事が宗教団体を調査するた  
め、役員や関係者に質問す  
る権限。解散命令請求につ  
ながる法令全文の記述など

ではない」と規定されている。これまで活用できなかった例はない。質問項目などを事前に宗教法人審議会で諮詢し、意見を聞く手続きが必要。教団側の回答拒否には罰則を設けている。

ても、解説命令を語り切れないに足る事実を把握した場合、速やかに請求すればいいと検討する」と誤認した。館相は「被告者救済のため、日本司法支援センター（法アド）の相談体制強化②再発防止に向けた消滅化着契約の法制度の迅速な見直しに取り組む」と説明。法アドには専門部署を設置する。